

## 地方交付税の復元・充実を求める意見書

21世紀の我が国は、住民自治を基本に、個性豊かで多様性に富んだ、活力あふれる地域社会を形成するため、地方公共団体が自らの権限と責任のもと、地域のことは地域で決めることができる真の地方分権社会を実現しなければならない。

そのためには、政策的経費に使える一般財源の安定的な確保が不可欠であるが、三位一体改革の名のもとで実施された地方交付税の大幅な削減は、地方交付税制度が有する財政力の格差是正機能を減衰させ、地域間の格差拡大を来している。

本県においても、職員数削減や事務事業の徹底した見直しに、真摯に取り組んできたが、毎年200億円を超える交付税削減の影響は、過去の国の総合経済対策への協力を余儀なくされ、公債費の負担が極度に増大している本県にとって、あまりにも大きく、職員給与の臨時的削減にまで取り組まざるを得ないなど、将来展望が困難な、極めて厳しい行財政運営を強いられる結果となっている。

加えて、近年の景気回復による法人二税の増収効果は、都市部を中心に偏っているため、都市と地方の格差は一層拡大し、地方は疲弊する一方である。

このような、地方の実情を無視し、一方的に行われた地方交付税削減の復元がなされなければ、真の地方分権社会の実現に向けた自主財源の確保はいうまでもなく、標準的な行政サービスの水準を維持・確保していくことすら困難である。

よって、国においては、地方にとって必要不可欠な財政需要を適切に算定することにより、地方交付税を復元・充実し、財源保障・財政調整機能をしっかりと回復させ、地域間格差の是正を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月14日

徳島県議会議長 北 島 勝 也